

第 5 章

児童・ひとり親・女性等福祉

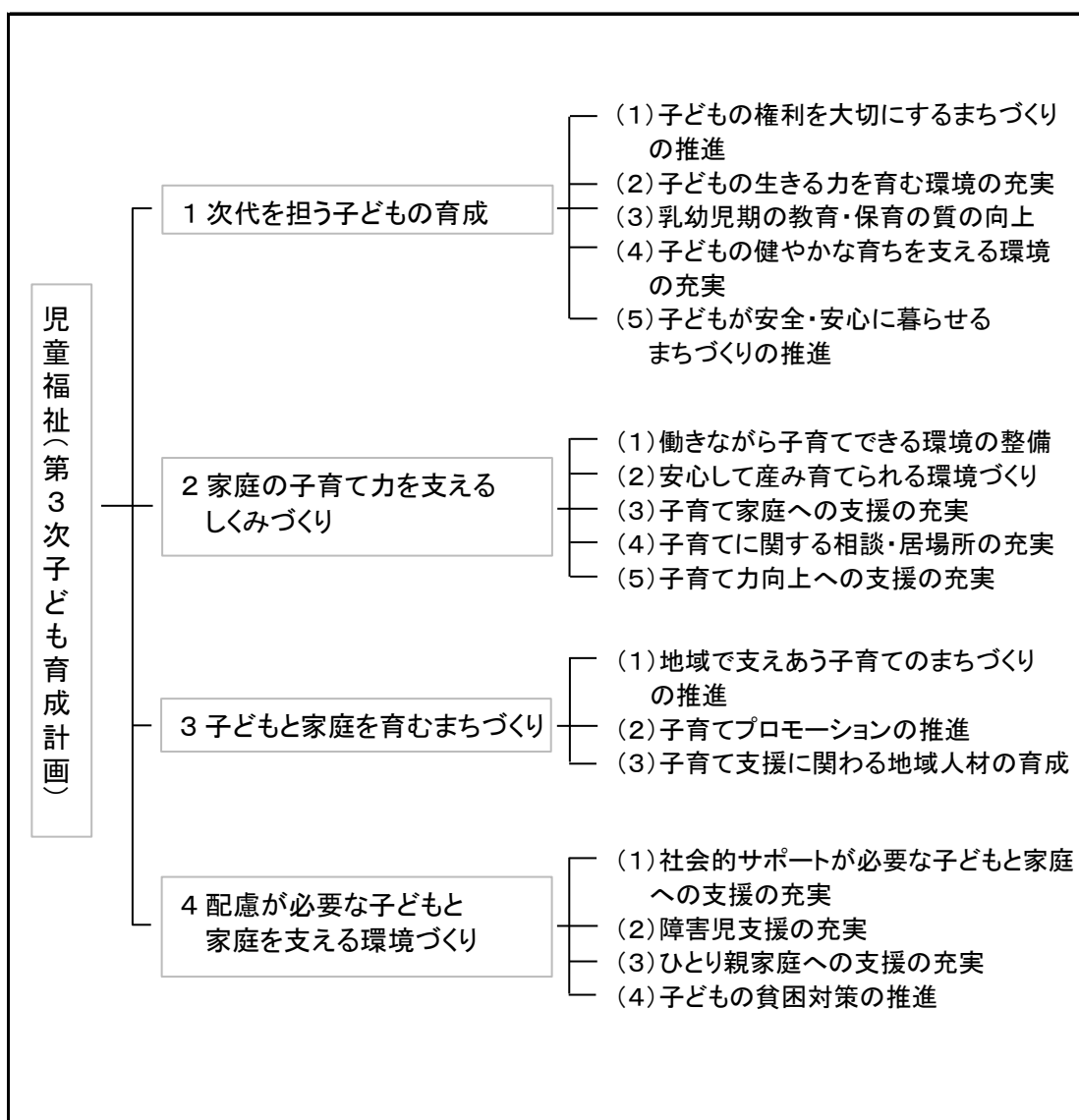
1. 概 説
2. 児童（18歳未満）の人口
3. 手 当
4. 医 療 費 の 助 成
5. 幼 児 教 育 ・ 保 育
6. 児 童 福 祉 施 設 等 に 対 す る 指 導 監 査
7. 健 全 育 成
8. ひ と り 親 ・ 女 性 等 福 祉
9. 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー
10. 子 ど も と 外 出 し や す い 環 境 整 備
11. 企 業 と の 協 働 に よ る 子 育 て 支 援

1. 概 説

児童福祉の理念は、全ての子どもがより良い生活を保障されるとともに、将来の社会を担う子どもを心身ともに健やかに育成することにある。

また、ここ数年少子化が急速に進展し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。核家族化や共働きが増えている中で、地域におけるコミュニケーション力や子育て力の向上が課題となっている。こうした状況の中、より一層子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するために「八王子市子ども育成計画」を策定し、計画に基づき、市民・学校・地域・行政などが協力して、地域における子育て・子育て環境の整備を進めている。計画の着実な推進に取り組むことで「子どもにやさしいまち」と「子育てしやすいまち」の実現を目指す。現行の計画（第3次 八王子市子ども育成計画）の施策の体系は下記のとおり。（平成27～31年度）

（子ども家庭部）



2. 児童（18歳未満）の人口

（1）年齢層別児童人口

（各年1月1日現在）

区 分 \ 年	28	29	30
18歳未満人口（人）	84,494	83,251	82,021
0歳～5歳（人）	24,964	24,252	23,600
6歳～11歳（人）	28,600	28,489	28,287
12歳～17歳（人）	30,930	30,510	30,134

（2）児童人口の割合

（各年1月1日現在）

区 分 \ 年	28	29	30	
八王子市	全人口（人）	552,735	552,115	550,959
	18歳未満人口（人）	84,494	83,251	82,021
	比率（%）	15	15	15
東京都	全人口（人）	12,966,307	13,043,707	13,115,848
	18歳未満人口（人）	1,841,428	1,849,969	1,856,454
	比率（%）	14	14	14

3. 手 当

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育する者に支給する。

ア. 児童手当月額の推移

手当月額 平成19年4月～平成22年3月

- 10,000円 (3歳誕生日までの子)
- 5,000円 (3歳以上の第1子・第2子)
- 10,000円 (3歳以上の第3子以上)

※平成22年4月～平成24年3月の期間は支給なし
(当該期間は子ども手当を支給)

平成24年4月～(所得制限は平成24年6月から導入)

- 15,000円 (3歳誕生日までの子)
- 10,000円 (3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子)
- 15,000円 (3歳以上～小学校修了前の第3子以上)
- 10,000円 (中学生)

※所得制限超過の場合、特例給付として一律5,000円

イ. 児童手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		27	28	29
延 支 給 人 員 (人)	3歳未満被用者	101,125	99,012	97,389
	3歳未満非被用者	25,510	23,414	21,660
	特 例 給 付	82,661	85,990	86,615
	3歳以上小学校 (被用者)	346,144	344,584	345,151
	3歳以上小学校 (非被用者)	105,076	96,468	88,527
	中 学 生	145,791	142,764	140,346
	合 計	806,307	792,232	779,688
支 給 総 額 (円)	3歳未満被用者	1,516,875,000	1,485,180,000	1,460,835,000
	3歳未満非被用者	382,650,000	351,210,000	324,900,000
	特 例 給 付	413,305,000	429,950,000	433,075,000
	3歳以上小学校 (被用者)	3,649,190,000	3,638,940,000	3,650,605,000
	3歳以上小学校 (非被用者)	1,127,120,000	1,035,870,000	951,660,000
	中 学 生	1,457,910,000	1,427,640,000	1,403,460,000
	合 計	8,547,050,000	8,368,790,000	8,224,535,000

(2) 児童育成手当

[育成手当]

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭に、対象児童1人当たり月額13,500円の手当を支給する。

[障害手当]

20歳未満で心身に障害（愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1～2級程度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症）のある児童を扶養している者に、対象児童1人当たり月額15,500円の手当を支給する。

ア. 児童育成手当月額の推移

単位：円

改 定 時 期	育成手当	障害手当
平成元年10月	10,000	12,000
平成2年10月	10,500	12,500
平成3年4月	11,000	13,000
平成4年4月	11,500	13,500
平成5年4月	12,000	14,000
平成6年4月	12,500	14,500
平成7年4月	13,000	15,000
平成8年4月	13,500	15,500

イ. 児童育成手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		27	28	29
総 支 給 額 (円)	育 成 手 当	1,417,567,500	1,401,273,000	1,366,740,000
	障 害 手 当	90,566,500	91,372,500	91,233,000
	合 計	1,508,134,000	1,492,645,500	1,457,973,000
延 支 給 人 員 (人)	育 成 手 当	105,005	103,798	101,240
	障 害 手 当	5,843	5,895	5,886
	合 計	110,848	109,693	107,126

(3) 児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給する。

ア. 児童扶養手当月額（全部支給）の推移

単位：円

改定時期	児童1人	2人目加算額	3人目以降加算額
平成26年4月	41,020	5,000	3,000
平成27年4月	42,000		
平成28年4月	42,330		
平成28年8月	42,330	10,000 ※	6,000 ※
平成29年4月	42,290	9,990 ※	5,990 ※

※児童扶養手当法改正により、平成28年8月分から第2子・第3子加算についても所得に応じて算定

イ. 児童扶養手当支給額等の状況

区分		27	28	29
全部支給	延支給人員（人）	28,881	27,516	25,843
	支給額（円）	1,203,226,970	1,160,500,050	1,093,979,710
一部支給	延支給人員（人）	24,445	24,574	24,599
	支給額（円）	687,090,820	703,826,770	699,663,310
第2子加算	延支給人員（人）	21,685	21,198	20,025
	支給額（円）	107,177,500	133,951,670	184,786,400
第3子以降加算	延支給人員（人）	6,550	6,673	6,741
	支給額（円）	19,449,000	25,754,070	38,544,420
合計	延支給人員（人）	81,561	79,961	77,208
	支給額（円）	2,016,944,290	2,024,032,560	2,016,973,840

ウ. 受給原因別世帯数状況

(各年度末現在) 単位：世帯

区分	年度	27	28	29
	離婚		3,529	3,320
死亡		55	56	47
生死不明		—	—	—
遺棄		16	8	6
拘禁		1	1	0
未婚の母子又は父子		471	486	488
父又は母が重度の障害		38	39	38
その他		151	160	154
合計		4,261	4,070	3,952

※非受給者は含まず。その他は該当事由混合世帯。

4. 医療費の助成

(1) 乳幼児医療費助成

6歳義務教育就学前の児童に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。

平成4年10月1日	施行（1歳未満児対象・所得制限なし）
平成6年1月1日	制度改正（3歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成10年10月1日	制度改正（4歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成12年10月1日	制度改正（5歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成13年10月1日	制度改正（6歳就学前児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成19年10月1日	制度改正（所得制限撤廃）

○乳幼児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	27	28	29
年度末日人員 (a) (人)	29,616	28,942	28,314
年間医療助成費 (b) (円)	927,587,524	929,187,209	883,708,410
年間取扱件数 (c) (件)	550,464	558,944	532,343
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	19	19	19
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	31,320	32,105	31,211
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	1,685	1,662	1,660

(2) 義務教育就学児医療費助成

小・中学生に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成している。

平成19年10月1日 施行（所得制限あり）自己負担分の1/3

平成21年10月1日 制度改正（所得制限あり）通院…上限200円を除く自己負担分
調剤…自己負担分全額
入院…自己負担分全額

平成24年10月1日 制度改正（所得制限緩和）児童手当に準拠して緩和

平成28年7月1日 制度改正（所得制限撤廃）

○義務教育就学児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2 7	2 8	2 9
年度末日人員 (a) (人)	36,111	41,899	41,816
年間医療助成費 (b) (円)	891,691,703	1,003,444,368	1,063,751,178
年間取扱件数 (c) (件)	435,369	485,298	503,764
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	12	12	12
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	24,693	23,949	25,439
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	2,048	2,068	2,112

(3) ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費・一部負担金を除く）を助成している。

平成2年4月1日 施行 （所得制限あり） 課税者…自己負担分の2/3
非課税者…自己負担分全額

○ひとり親家庭医療費助成状況

区 分 \ 年 度	27	28	29
世帯数 (a) (世帯)	4,220	4,121	3,880
年度末日人員 (b) (人)	8,098	8,327	8,372
世帯当り人員 (c) (人)	1.9	2.0	2.2
年間医療助成費 (d) (円)	231,554,646	241,199,867	235,067,049
年間取扱件数 (e) (件)	95,229	98,838	95,558
1人当り年間受診回数 (f) = e / b (回)	12	12	11
1人当り年間医療助成費 (g) = d / b (円)	28,594	28,966	28,078
世帯当り年間医療助成費 (h) = d / a (円)	54,871	58,529	60,584
1件当り医療助成費 (i) = d / e (円)	2,432	2,440	2,460

5. 幼児教育・保育

(1) 保育定員の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	2 8		2 9		3 0	
		施設数	保育定員	施設数	保育定員	施設数	保育定員
認可保育所	(公立)	16	1,430	16	1,430	16	1,430
	(私立)	83	9,195	84	9,324	83	8,963
認定こども園		4	272	4	292	6	795
小規模保育	(公立)	0	0	0	0	1	16
	(私立)	3	42	3	42	5	73
事業所内保育		2	17	6	59	7	96
家庭的保育		18	64	18	65	17	60
認証保育所		7	258	6	218	5	192
定期利用保育		14	44	14	44	14	42
合 計			11,322		11,474		11,667

※保育所型認定こども園は私立保育所に含む

(2) 保育施設利用児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	2 8		2 9		3 0	
		施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
認可保育所	(公立)		1,451		1,472		1,405
	(私立)		9,278		9,416		9,006
認定こども園			251		269		645
小規模保育	(公立)		0		0		12
	(私立)		42		41		50
事業所内保育			16		53		71
家庭的保育			55		57		52
認証保育所			226		196		138
定期利用保育			25		24		17
合 計			11,344		11,528		11,396

※保育所型認定こども園は認可保育所に含む

(3) 待機児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	2 8	2 9	3 0
待機児童数		139 (318)	107 (233)	56 (148)

※ () は、保留児童数

※「保留児童数」と「待機児童数」について

保留児童数とは保育施設の利用申込みをしたが入所保留となった児童数
待機児童数とは保留児童数から認証保育所の利用児童等を除いた児童数

(4) 保育園児1人にかかる費用の年度別推移(月額)

単位：円

区分 \ 年度	27	28	29
0歳児	326,720	329,760	335,700
1歳児	158,808	160,538	164,008
2歳児	140,848	142,578	146,048
3歳児	90,028	90,938	92,768
4歳以上児	75,598	76,268	77,638

設定 定員100人で0歳児保育を実施している私立保育園の費用をモデル的に算出
(障害児保育の費用を除く)

(5) 保育園運営費の年度別推移

単位：千円

区分 \ 年度	27	28	29
運営費	16,841,346	17,415,606	18,432,140

(6) 保育園運営費の財源負担割合(平成29年度)

運営費 18,432,140 千円 (100%)

保護者 12.39%	八王子市 45.17%	東京都 22.40%	国 20.04%
---------------	----------------	---------------	-------------

↑ その他の収入含む

(7) 延長保育の状況

単位：園

年度 \ 年	27	28	29
公立	16	16	16
私立	70	74	74
合計	86	90	90

(8) 家庭的保育

自宅等の家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員5人以下）の0～2歳のお子さんにきめ細やかな保育を行う。保育時間は8時間で、原則として保育短時間認定を受けた方が利用する施設。

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度実施により、「グループ型小規模保育事業」が「小規模保育事業」へ移行した。

区分 \ 年度	27	28	29
家庭的保育者数（人）	17	18	18
延利用児童数（人）	652	713	736
給付費（千円）	137,745	154,709	169,091

(9) 小規模保育

マンションやテナント等を利用し、少人数（定員6～19人）の0～2歳のお子さんを預かる施設で、きめ細やかな保育を行う。

区分 \ 年度	27	28	29
施設数	3	3	3
延利用児童数（人）	488	507	501
給付費（千円）	111,189	121,570	129,572

(10) 事業所内保育

企業等が設置する0～2歳のお子さんを預かる保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する。

区分 \ 年度	27	28	29
施設数	1	4	6
延利用児童数（人）	122	307	699
給付費（千円）	19,834	61,827	166,597

(11) 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設。0歳児保育、13時間以上の開所、送迎に交通の便がよい等の特色がある。

区分 \ 年度	27	28	29
施設数	8	7	6
延利用児童数（人）	3,803	2,804	2,399
補助額（千円）	426,049	332,841	304,684

(12) 一時・休日・年末・緊急・定期利用保育の状況

保育ニーズの多様化に対応するため、一時・休日・年末・緊急・定期利用保育を実施している。

○一時保育

区 分		年 度	2 7	2 8	2 9
公立	実施園数 (園)		6	6	6
	延利用児童数 (人)		5,523	6,080	5,807
私立	実施園数 (園)		18	19	19
	延利用児童数 (人)		3,550	4,376	3,927
認定 こども園	実施園数 (園)		0	0	0
	延利用児童数 (人)		0	0	0
合計	実施園数 (園)		24	25	25
	延利用児童数 (人)		9,073	10,456	9,734

○休日保育

区 分		年 度	2 7	2 8	2 9
公立	実施園数 (園)		1	1	1
	延利用児童数 (人)		1,048	889	1,089
私立	実施園数 (園)		1	1	1
	延利用児童数 (人)		260	402	514
合計	実施園数 (園)		2	2	2
	延利用児童数 (人)		1,308	1,291	1,603

○年末保育

区 分		年 度	2 7	2 8	2 9
公立	実施園数 (園)		2	2	2
	延利用児童数 (人)		90	95	69

○緊急保育

区 分		年 度	2 7	2 8	2 9
公立	実施園数 (園)		10	10	10
	延利用児童数 (人)		1,100	545	667
私立	実施園数 (園)		16	16	16
	延利用児童数 (人)		117	235	214
合計	実施園数 (園)		26	26	26
	延利用児童数 (人)		1,217	780	881

○定期利用保育

区 分		年 度	2 7	2 8	2 9
公立	実施園数 (園)		4	4	4
	延利用児童数 (人)		1,358	1,630	1,462
私立	実施園数 (園)		10	10	10
	延利用児童数 (人)		3,227	3,592	3,121
合計	実施園数 (園)		14	14	14
	延利用児童数 (人)		4,585	5,222	4,583

(13) 病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難で、保護者が看護できない場合に専用施設で保育する。

区分 \ 年度	27	28	29
施設数	4	3	4
登録児童数(人)	3,871	4,153	4,509
延利用児童数(人)	1,464	1,521	1,482
委託料(千円)	44,604	37,718	38,542

(14) 幼稚園数・園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

区分 \ 年度	28	29	30
施設数	31	31	31
定員(人)	8,250	8,260	8,260
園児数	6,168	5,929	5,716

※幼稚園型認定こども園含む

(15) 幼稚園等園児保護者補助金

市内に住民登録をしていて、子どもを私立幼稚園等に通園させている保護者に、補助金を支給する。

区分 \ 年度	27	28	29	
補保 助護 金者	人員(人)	4,267	4,012	3,897
	金額(千円)	355,426	330,996	319,995
就 園 奨 励 費	人員(人)	4,344	4,149	4,010
	金額(千円)	583,486	561,587	552,084
補入 助園 金料	人員(人)	1,881	1,894	1,811
	金額(千円)	37,620	37,880	36,220

(16) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手伝いができる人が会員になり、センターを介して相互援助活動をすることにより、仕事と育児の両立のための支援や子育て中の家庭への育児支援を行っている。

○会員数と活動数

年度	27	28	29
区分			
依頼会員(人)	2,137	2,359	2,478
提供会員(人)	632	639	616
両方会員(人)	74	84	93
会員数計(人)	2,843	3,082	3,187
活動数(回)	5,545	5,525	4,649

6 児童福祉施設等に対する指導監査

児童福祉法、子ども子育て支援法に基づいて、児童福祉施設等に対して実地検査を実施している。

(1) 法令に基づく実地検査

単位：施設

年度	27	28	29
種別			
認可保育所(公立)	0	8	8
認可保育所(私立)	46	42	46
幼稚園型認定こども園	0	1	2
地方裁量型認定こども園	0	0	1
保育所型認定こども園			1
小規模保育事業	0	2	1
事業所内保育事業	0	2	4
家庭的保育事業	0	8	7
母子生活支援施設	1	1	0
病児保育事業	0	1	2
幼稚園	0	2	1
認証保育所	0	0	6
認可外保育施設	32	35	35
ベビーホテル	8	8	10
事業所内保育	8	9	9
院内保育施設	12	12	11
その他	4	6	5
合計	79	102	114

(2) 業務管理体制の整備に係る一般検査

年度	27	28	29
区分			
施設数		41	46

(3) 集団指導

年度	27	28	29
区分			
実施回数(回)	3	5	9
延べ施設数	119	121	138

7. 健全育成

(1) 児童館設置状況

児童に健全な遊びを与えることにより児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置している。

本館は月曜日から土曜日の午前10時15分から午後7時まで（第4日曜日のみ午前9時15分から午後6時まで）、分館は月曜日から金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前10時15分から午後6時まで利用できる。

対象者は、0歳から18歳までの児童だが、乳幼児の場合は保護者が必ず付き添うことになっている。

区 分 \ 年 度	2 7	2 8	2 9
施設数（本館）	10	10	10
施設数（分館）	2	2	2
合計	12	12	12

(2) 児童館利用者数

単位：人

区 分 \ 年 度	2 7	2 8	2 9
就学児童	189,617	188,714	177,354
未就学児童	30,319	30,218	28,190
その他	43,672	44,362	45,267
合計	263,608	263,294	250,811

※過年度も含め、併設している学童保育所の利用者数を除いて集計。

(3) 学童保育所

就労等により放課後に保護者が家庭にいない小学生に遊び及び生活の場を与えることにより、健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置している。
(平成27年度から14か所で高学年児童の受け入れを実施。)

月曜日から金曜日の放課後、午後6時30分(7時30分)まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前8時30分(8時)から午後6時30分(7時30分)まで利用できる。

※ () 内は延長利用時間

年度 区分	27	28	29
学童保育所数	68	68	68

(4) 学童保育状況

年度 区分	27	28	29
延在籍者数(人)	1,620,128	1,662,147	1,703,296
延出席者数(人)	1,055,712	1,089,860	1,117,647
出席率(%)	65.2	65.6	65.6

8. ひとり親・女性等福祉

(1) 母子・父子自立支援員、就業支援専門員、婦人相談員

母子・父子自立支援員及び就業支援専門員は、ひとり親家庭の自立のため、必要な相談・指導・助言を行う。婦人相談員は、緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談・指導・助言を行う。

単位：人

区 分	年 度		
	2 7	2 8	2 9
母子・父子自立支援員	4	4	4
就 業 支 援 専 門 員	—	—	1
婦 人 相 談 員	2	2	2

○母子・父子自立支援員相談種別件数

単位：件

区 分	年 度			
	2 7	2 8	2 9	
生活一般	住宅	55	59	65
	医療・健康（病気、障害、その他）	31	69	36
	家庭紛争（夫等の暴力、その他）	72	91	195
	就労（求職・転職、資格取得・職業訓練、職場の悩み、その他）	750	1,295	1,664
	結婚	1	1	1
	養育費	46	59	38
	借金	3	3	3
	家事援助	4	21	11
	その他	119	55	114
	小計	1,081	1,653	2,127
児童	養育（保育所入所、虐待、その他）	68	97	125
	教育	49	41	168
	非行	4	1	0
	就職	0	1	0
	その他	13	15	30
小計	134	155	323	
生活援助	母子及び父子福祉資金（貸付、償還）	1,030	1,249	1,207
	女性福祉資金（貸付、償還）	4	14	9
	公的年金	1	0	1
	児童扶養手当	75	93	102
	生活保護	39	44	20
	税	5	1	3
	その他	176	124	106
小計	1,330	1,525	1,448	
その他	売店設置（母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条）	0	0	0
	たばこ販売（母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条）	0	0	0
	母子世帯向公営住宅（母子及び寡婦福祉法第27条）	0	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	29	86	106
小計	29	86	106	
合計	2,574	3,419	4,004	

(2) 母子福祉資金・父子福祉資金の貸付

母子及び父子家庭の方々が経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行っている。なお、平成26年10月から対象が父子家庭にも拡大し、平成27年4月から中核市移行により東京都の事業を事務処理特例で運用していたものが市の事業となった。(中核市移行に伴う事業)

○母子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	27	28	29
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	207	224	220
技能習得	3	2	0
修業	2	1	1
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	5	5	4
住宅	0	0	0
転宅	2	0	4
就学支度	50	38	37
結婚	0	0	0
合計	269	270	266
貸付額(円)	123,791,600	125,336,000	123,234,300

○父子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	27	28	29
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	7	8	11
技能習得	0	0	0
修業	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	0
住宅	0	0	0
転宅	0	0	0
就学支度	4	1	3
結婚	0	0	0
合計	11	9	14
貸付額(円)	3,999,000	4,279,000	7,066,000

(3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母及び父子家庭の父などに対し、きめ細やかな就業相談（就業支援事業）、就職に直接結びつく就業支援講習会（就業支援講習会等事業）、一人ひとりのニーズに沿った就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや、養育費相談（養育費相談事業）などの生活支援サービスを実施する事業を平成27年4月より開始した。

また、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう広報・啓発を進めるとともに、支援メニューがニーズにあったものとなるようニーズ調査を実施している（広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業）。

ア. 就業支援事業（就労アシスト八王子）

仕事探しから就職まで、また就職してから定着まで、一人ひとりのニーズに合わせた就業相談を行う。

区 分		年 度		
		27	28	29
対 象 人 数		20	20	32
就 職 人 数		10	13	16

イ. 就業支援講習会等事業

就業やスキルアップを目的として、就業準備や支援施策についての情報提供を行う就業支援セミナーや、Word・Excelを中心としたパソコン講習会を託児付きで開催する。

区 分		年 度					
		27		28		29	
		セミナー	講習会	セミナー	講習会	セミナー	講習会
開 催 回 数		6	8	8	16	8	18
延 参 加 人 数		19	71	87	133	75	117

ウ. 養育費相談事業

養育に必要な費用である養育費についての情報を提供する講座や、養育費に関する個別相談を行う。

区 分		年 度					
		27		28		29	
		講座	相談	講座	相談	講座	相談
開 催 回 数		1	2	1	3	1	6
延 参 加 人 数		8	8	8	15	10	33

エ. 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

支援を必要とする家庭に必要な情報が届くようにするため、メールマガジンを配信し、広報啓発を行うとともに、支援施策がニーズにあったものとなるようニーズ調査を行う。メールマガジンは平成28年度から開始。

区 分		年 度		
		27	28	29
メール マガジン	登 録 人 数		607	861
	配 信 回 数		10	13
ニーズ調査回答者数		339	318	315

(4) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の母又は父の就労による自立を支援するため、教育訓練の受講料の一部補助や、看護師等の資格取得のための修業期間中の生活費を支給する。なお、平成25年4月から対象が父子家庭にも拡大した。

【教育訓練給付金】厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【高等職業訓練促進給付金】看護師などの就職に結びつきやすい資格を取得するために、1年以上の養成機関等に通う場合に給付金を支給するとともに、卒業時に一時金を支給する。

○支給実績

単位：円

区 分 \ 年 度		27		28		29	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
教育訓練給付金		4	67,995	6	318,240	22	1,036,266
高等職業訓練 促進給付金	月額	31	29,588,500	34	33,701,500	26	25,578,000
	一時金	10	375,000	15	575,000	6	250,000

(5) 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定し、就業を支援している。

○実施状況

区 分 \ 年 度	27	28	29
策定人員（人）	53	50	64

(6) ひとり親家庭等学習支援事業（平成28年度開始事業）

児童扶養手当全部支給世帯の中学3年生を対象に、大学生等の学習支援員を派遣し、高校進学を目的として学習支援、進学支援を行う。

○実施状況

区 分 \ 年 度	27	28	29
派遣回数（回）	—	831	777
高校進学者数（人）	—	29	29

(7) ひとり親家庭の子どもの生活力向上

ひとり親家庭の小学5・6年生の児童を対象に、家庭での学習習慣の定着や生活力の向上を目指す支援プログラム（体験学習・学習支援・食育活動等）を実施する。

○実施状況

区 分 \ 年 度	27	28	29
参加児童数（人）	64	91	110

(8) ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児に支障のある世帯等にホームヘルパーを派遣している。

○派遣状況

年度 区分	27	28	29
世帯数（世帯）	21	22	18
延日数（日）	773	572	492

(9) 母子生活支援施設入所措置費委託料

母子家庭で監護すべき児童（18歳未満）の養育が困難になっている場合に、母子生活支援施設に母子ともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。

年度 区分	27	28	29
委託料（円）	2,525,619	1,722,478	7,551,120

(10) 母子等緊急一時保護

緊急に保護が必要な母子等に対し、母子生活支援施設の利用を提供した。また、同施設が利用できない母子等に対し、宿泊費等を支給した。

ア. 母子生活支援施設（2か所）

年度 区分	27	28	29
委託日数（延べ）	8	7	0
委託料（円）	28,000	17,500	0

イ. 宿泊費

年度 区分	27	28	29
宿泊数（泊）	0	1	0
援護費（円）	0	6,300	0

(11) 女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性で扶養親族のいる方などが、経済的に自立していくために必要な資金の貸付を無利子あるいは低利子で行っている。

単位：件

区 分 \ 年 度	2 7	2 8	2 9
事業開始	—	—	—
事業継続	—	—	—
修学	11	8	7
技能習得	—	—	—
就職支度	—	—	—
医療介護	—	—	—
生活	—	—	—
住宅	—	—	—
転宅	1	—	—
就学支度	1	—	1
結婚	—	—	—
合計	13	8	8
貸付額（円）	6,814,000	5,456,000	5,064,000

(12) 入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を援護する。

区 分 \ 年 度	2 7	2 8	2 9
人員（人）	17	4	9
施設数	3	3	5
支給額（千円）	7,939	1,843	6,971

9. 子ども家庭支援センター

平成16年度に子育て相談センターから子ども家庭支援センター・地域子ども家庭支援センターみなみ野が開設／平成17年度に元八王子・南大沢が開設／平成18年度に館（たて）・石川が開設

(1) 子どもと家庭に関する総合相談

○相談種別件数

単位：件

区 分		年 度		
		2 7	2 8	2 9
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)		351	247	484
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣との関係等)		2,897	3,796	6,797
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)		501	622	594
養育不安		9,973	10,435	11,778
虐待		15,642	16,549	17,501
基本的な生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)		306	288	417
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)		3,335	4,505	3,763
非行		115	171	142
経済・就労		72	122	108
各種サービス問合せ		446	480	612
その他		324	621	1,884
合 計		33,962	37,836	44,080
相談対象別の内訳	0歳～ 6歳	12,062	13,222	16,170
	7歳～12歳	12,147	15,547	16,262
	13歳～15歳	5,472	6,589	7,963
	16歳～17歳	1,966	2,374	2,706
	18歳～	120	104	979
	保護者自身等	2,086	—	—
	その他(家族等)	63	—	—
	関係機関	46	—	—

※平成28年度より統計方法を年齢区分に統一した。

(2) 市町村児童家庭相談援助

平成17年度から児童福祉法一部改正により市が児童虐待の通告先となったため、市民や関係機関から虐待など要保護児童の相談・通告を受け、児童相談所など関係機関と連携して対応している。

○対応児童数

単位：人

区 分		年 度		
		2 7	2 8	2 9
新規 受理 児童 人数	児童虐待	644	625	666
	養護相談	227	285	312
	保健相談	1	2	2
	障害相談	14	14	13
	非行相談	2	5	3
	育成相談	139	115	152
	その他	15	9	17
合 計		1,042	1,055	1,165

(3) 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

子どもと家庭に関わる関係機関が情報を共有し、連携した支援を行うための子ども家庭支援ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会と定め、子ども家庭支援センターを支援状況を把握する調整機関に位置付け連携を強化した。

○会議開催数

（代表者会議：関係機関の管理職等／実務者会議：機関の実務者等／
地域ブロック会議：ブロック内連携確保／個別ケース検討会議：個別児童
の直接担当者等

単位：回

区 分		年 度		
		2 7	2 8	2 9
代 表 者 会 議		1	1	1
実 務 者 会 議		1	1	2
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議		5	5	5
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議 中 学 校 区 分 科 会		12	26	35
個 別 ケ ー ス 検 討 会 議		248	229	136

(4) のびのび子育て講座

のびのび子育て講座として、子を持つ親などを対象としたベビーマッサージ・離乳食・子に対する接し方などをテーマとした講習会を開催した。

区 分		年 度		
		2 7	2 8	2 9
開 催 回 数 (回)		1,055	1,060	978
参 加 人 員 (人)		19,933	21,276	19,230

(5) 親子ふれあい広場（プレイルーム）利用者

○年齢別利用者数

単位：人

区 分		年 度		
		2 7	2 8	2 9
子 ど も	0 歳	9,617	10,739	9,608
	1 歳	13,327	15,759	13,386
	2 歳	8,343	7,369	7,956
	3 歳	4,206	3,694	3,347
	4 歳	1,356	1,425	1,260
	5 歳	712	620	613
	その他	372	516	480
	小 計	37,933	40,122	36,650
お と な	父	1,928	1,740	1,462
	母	30,962	32,912	29,899
	その他	1,019	1,181	1,112
	小 計	33,909	35,833	32,473
合 計		71,842	75,955	69,123

(6) 親子つどいの広場

概ね3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、育児相談等を行う場を身近な地域に設置した。

○延べ利用者数

単位：人

広 場		年 度		
		2 7	2 8	2 9
ゆめきつず（セレオ八王子）		41,804	43,166	42,746
堀 之 内		11,084	10,302	9,193
西 八 王 子		8,142	7,977	7,224
檜 原		6,590	6,191	4,864
大 和 田		9,903	9,629	9,533
合 計		77,523	77,265	73,560

(7) 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が、病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加・出張・育児疲れなどで一時的に児童（2歳～小学校6年生）の養育が困難になった場合に、児童を宿泊または夜間、施設や養育協力家庭（1歳～、ショートステイのみ）で預かる事業。

単位：実施延日数

区 分		年 度		
		2 7	2 8	2 9
ショートステイ		959	604	575
トワイライトステイ		231	248	236

(8) 養育支援訪問事業

市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーが訪問し、複雑な問題を抱えた家庭には保健師等が技術的援助を行うことにより、家庭における児童の安定した養育を目的とする事業。

(平成18年2月より事業開始)

年度	27	28	29
育児支援ヘルパー			
家庭訪問延件数	336	166	85

(9) 産前・産後サポート事業

出産予定日30日前から出産後180日以内の家庭に対し、利用者の申請にもとづき家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援する。また、派遣にあたり育児相談や助言、子育て情報の提供等を行う産前・産後サポート専門員が事前に家庭を訪問し、利用者のニーズに合うサービスを提供できるようヘルパー会社と調整する。

(平成27年6月より事業開始)

年度	27	28	29
区分			
延べ利用者数	86	188	180

10. 子どもと外出しやすい環境整備

○赤ちゃん・ふらっと

子育て中の市民が乳幼児と一緒に安心して外出できるように、ミルクが作れ、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進。民間事業者が商業施設等へ「赤ちゃん・ふらっと」を整備する際に、設置費用を補助した。また、屋外イベント時に臨時設置し、授乳とおむつ替えができる「ベビーテント」の貸出を平成27年度から行った。

年度 区分	27	28	29
赤ちゃん・ふらっと 市内新規設置数 (年度末累計)	14 (113)	7 (120)	3 (123)
赤ちゃん・ふらっと 補助施設数	子育て支援 施設 2か所	民間商業 施設 1か所	子育て支援 施設 1か所
ベビーテント 貸出件数	11件 (9月～)	15件	16件

○公共レンタベビーカー「はち☆ベビ レンタル」

八王子駅周辺への乳児連れでの外出を支援するため、八王子インフォメーションセンター（JR八王子駅前）、八王子駅南口総合事務所、子ども家庭支援センター（クリエイティブホール）において、ベビーカーの無料貸出を平成27年度から行った。

年度 区分	27	28	29
貸出件数	325件 (6月～)	455件	402件

11. 企業との協働による子育て支援

○子育て応援企業

子どもと一緒に利用できるサービスの提供や子どもに関わる地域活動、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる会社や商店を「子育て応援企業」として登録し、PRを行った。

年度 区分	27	28	29
年度末登録数	95団体 (169事業所)	103団体 (184事業所)	110団体 (192事業所)

